

第 2 次伊江村観光振興基本計画策定業務
提案者を選定するための基準等

1. 評価審査体制及び方法

本提案の審査は、第 2 次伊江村観光振興基本計画策定業務における業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行う。

評価審査は、提案者に対し、評価審査項目毎に評価審査（採点）を行い順位決定する。評価にあたっては、「第 2 次伊江村観光振興基本計画策定業務-企画提案仕様書」にて要求した条件等に対し、有益な提案がなされているかを検証し評価を行う。

なお、提案者が 1 者のみの場合においてもこの審査基準に基づき委託可能かを判断する。

2. 評価項目及び評価基準

選定委員会は以下に示す項目について、評価審査を行う。

評 価 項 目	配 点	評 価 事 項
1. 企画提案面・妥当性	50	1.業務、仕様書の理解度 2.企画内容の妥当性 3.企画内容の魅力・独自の提案等 4.観光計画の考え方及び方針
2. 業務実施面	30	1.業務実施の能力・実績 2.業務実施体制
3. 価格提案	20	1.見積金額の妥当性 2.予算額との対比適正化
審査得点合計	100	

3. 評価のポイント

- (1) 提案者の着眼点、分析力、考察力が優れているか。
- (2) 本村の地域特性を理解し、課題を的確にとらえた提案がなされているか。
- (3) 本業務への理解度が高く、また熱意が感じられるか。

- (4) 業務遂行のための工程の妥当性が確保されているか。
- (5) 委託費用は要件である提案上限額以内の提案となっているか。

4. 合否判定等の条件

- (1) 全ての選定委員が 70 点以上（100 点満点中）で採点され、且つ、選定委員の総得点が 420 点以上の提案者であること。
- (2) 受注候補者の決定は、合格した者の中から総得点が最も高かったものとする。
- (3) 選定委員のうち 1 人以上が合計得点 70 点に満たない場合で総得点が 420 点以上の提案者は、準合格（※）とする。ただし、選定委員 6 人のうち 1 人でも合計得点が 65 点以下と評価した場合は、総得点が 420 点以上であっても不合格とみなす。

※準合格とは：

合格者がいない場合又は伊江村プロポーザル方式実施要綱第 15 条の規定により特定された者（受注候補者）が失格または同条第 16 条の規定により、次点の者と契約に至らなかった場合、再度提案する権利があるものをいう。

- (4) 2 者以上の採点合計点数が同点の場合は、「評価項目」の 1. 企画提案面・妥当性の点数が高い者を受託候補者とする。
- (5) 全提案者が合格しなかった場合、参加を辞退した者及び不合格者を除き、提案者に再提案させることができる。この場合において、必要であれば指名業者を追加し、再度プロポーザルをやり直すことができるものとする。

5. その他条件

「4.合否判定等の条件」について、合計点数や総得点が合否判定に重要であることから、委員長以外の委員が特別な理由により出席できない場合は、委員直属の部下を代理出席させ、選定委員として評価することを可能とする。